

令和5年7月10日

## 広島県に対し、三原市と竹原市が連名で、 本郷産業廃棄物最終処分場に係る適正な維持管理 及び生活環境の保全への配慮を要望します

令和5年7月4日に、広島地方裁判所において本郷産業廃棄物最終処分場の設置許可の取り消しの判決、また、その他当該施設の維持管理に関する各種の報道もあり、当該施設を取り巻く状況は大きく変動しております。

このような状況のもと、竹原市、三原市の連名により、両市民が将来にわたって安心して暮らしていけるよう、広島県に対し、次のとおり要望書を提出します。

1 日 時 令和5年7月11日（火）16:30～17:00

2 場 所 広島県庁南館3階 環境県民局長室  
(広島市中区基町10-52)

3 出席者 (相手方) 広島県環境県民局長  
(提出者) 三原市長, 竹原市長

#### 4 主な要望内容

県におかれましては「廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」とした廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の目的を踏まえ、適正に対応されますようお願い申し上げます。

また、廃掃法に基づき、当該処分場の適正な維持管理について取り組んでいただいているところですが、設置許可の取り消しの実施のいかんにかかわらず、当該処分場の適正な維持管理及び生活環境の保全を図り、両市の市民が将来にわたって安心して暮らしていけますよう、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】生活環境課 課長 鳩野 努（はとの つとむ）

環境政策係長 安部 勝彦（あべ かつひこ）

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話 0848・67・6168(直通) FAX0848・64・4103